

## 長岡京市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭及び父子家庭の福祉の向上を図るため、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない母子家庭の母又は所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える父子家庭の父が、就職に際し行う主体的な能力開発の取組を支援し、その自立を促進するための自立支援教育訓練給付金事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、長岡京市とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「母子家庭の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。

2 この要綱において「父子家庭の父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。

### (対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、本市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の給付要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

### (対象講座)

第5条 本事業の対象講座は、次のとおりとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の实情に応じて対象とする講座
- (2) 法及び規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の实情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 法及び規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実

実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

(支給額等)

第6条 自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(前条第1号及び第2号の講座を受講する者に限る。)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(前条第3号の講座を受講する者に限る。)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(当該額が160万円を超えるときは、160万円)とし、当該額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(3) 受講開始日現在において前2号以外の受給資格者

前2号に定める額から法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金(以下これらを「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

2 訓練給付金の支給については、対象教育訓練修了後に一括払いの方法により支払う。

3 過去に訓練給付金を受給した者については、訓練給付金は、支給しないものとする。

(受給要件の審査)

第7条 受給要件の審査に当たっては、受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、就業経験、保有する資格・技能、職業生活の展望等について事前に聴取するとともに、講座選択の妥当性、資格取得の可能性、就業に当たっての有効性等を審査し、自立が効果的に図られると認められる場合に受講対象とする。

2 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において、教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合であって、事前相談等で職歴を把握した上でもなお確認が必要なときは、住所地を所管する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書によって確認する。この場合において、対象講座の指定に当たっては、過去の教育訓練給付金の受給の有無、高等職業訓練促進給付金の受給の

有無等他制度における受給状況も考慮する。

- 3 対象講座の指定に当たっては、本人の意向を踏まえつつ、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く上で適当であるかについても考慮する。また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うこととする。

(対象講座の指定申請)

第8条 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書(別記様式第1号)を受講開始日以前に市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

- 2 市長は、指定申請を受けた場合、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座指定の可否を決定しなければならない。

- 3 市長は、前項の決定を行ったときは、自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書(別記様式第2号)により、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。

- 4 第1項の申請に当たっては、次の書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

- (2) 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。以下同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市区町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(別記様式第3号))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市区町村長の証明書を含む。)

- (3) 住所を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書(支給申請)

第9条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、市長に対して、自立支援教育訓練給付金支給申請書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

- 2 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内(専門実践教育訓練給付金の

支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内)に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 第1項の申請に当たっては、次の書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。また、所得に関する書類については、証明すべき対象となる所得が対象講座指定時と同じである場合には、これを省略することとして差し支えない。

(1) 当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市区町村長の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(別記様式第3号))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市区町村長の証明書を含む。)

(2) 自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書

(3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(4) 支給申請時に受講している教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

(5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

4 受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たしていると認められる場合には、本要綱第8条の規定に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなす。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による支給申請を受けた場合、支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(別記様式第5号)により、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。

3 前項の交付決定通知をもって長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則

第8号)第9条の確定通知とみなす。

(給付金の支給)

第11条 前条の規定による支給決定通知を受けた者に対し、市長は、長岡京市会計規則(平成17年長岡京市規則第26号)第36条第2項の規定に基づき、支給請求書の提出を省略して給付金を支給する。

(関係機関との連携)

第12条 この事業の実施に当たっては、常に教育訓練関係機関等との連絡を密にし、連絡・調整を十分に行うものとする。

(訓練給付金の返還)

第13条 市長は、訓練給付金の受給を受けた者(以下「受給者」という。)が偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けたと認められるとき又は受給要件に該当しなくなったときは、訓練給付金の支給の決定を取り消し、既に支給した訓練給付金の全部又は一部を受給者に返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(経過措置)

第15条 平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある、一般教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成29年4月1日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、速やかに対象講座の指定を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に受講している者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月30日から施行し、改正後の長岡京市自立支援教育訓練給付金実施要項の規定は平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の長岡京市自立支援教育訓練給付金実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）に規定する様式各号によりみなされた申請は、当分の間、この要綱に規定する様式によりなされた申請とみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に改正前の要綱に規定する要綱各号により交付された書類は、当分の間、この要綱に規定する相当様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の長岡京市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行し、改正後の長岡京市自立支援教育訓練給付金実施要綱の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日より前に修了した長岡京市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第6条第1項の教育訓練に係る訓練給付金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月8日から施行し、改正後の長岡京市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、改正後の長岡京市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行し、改正後の長岡京市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第244号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月27日から施行し、改正後の長岡京市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については  
なお従前の例によることとし、第6条第1項第2号の40万円を20万円に、1  
60万円を80万円に読み替えて支給するものとする。

## 自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書

年 月 日

長岡京市長

様

(申請者氏名)

個人番号

下記の教育訓練を受講したいので、私が受講する自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。また、受給資格の認定及び今後の継続認定に関して、市担当者が住民記録及び課税台帳の情報について確認又は照会を行うことに同意します。

①氏名	フリガナ ..... .....	生年月日	年 月 日 ( 生 歳)
②住所	(〒 - )	電話( )	-
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 円	受講料 円	合計額 円
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において 教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
⑧資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが ある ・ ない		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ ..... .....	生年月日	年 月 日 ( 生 歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
申請者の地方税上の扶養親族に該当( する ・ しない )			
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		
(備考)	受理番号		

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料で、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下、同じです。
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受給対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合や受講の途中でやめた場合、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合は、その旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」及び確認書類によって支給申請手続きを行うことが必要です。
- 7 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ .....	生年月日	年 月 日 ( 生 歳)
②住所	(〒 - )	電話( ) -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用	入学料 円	受講料 円	合計額 円
※			受理番号

年 月 日にあなたから提出されました自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定しましたので通知します。

年 月 日

長岡京市長

㊟

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料で、希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 受給対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合や受講の途中でやめた場合、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合は、その旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設で受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」及びこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

長岡京市長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【注意事項】

- ・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
  - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
  - ② あなたと生計を一にしている
  - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
  - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

## 自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

長岡京市長 様

（申請者氏名）

個人番号

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、申請します。また、受給資格の認定及び今後の継続認定に関して、市担当者が住民記録及び課税台帳の情報について確認又は照会を行うことに同意します。

①氏名	フリガナ ..... .....	生年月日	年 月 日 ( 生 歳)										
②住所	(〒 - )	電話( ) -											
③教育訓練施設の名称													
④教育訓練講座の名称													
⑤教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)												
⑥所要費用(予定)	入学料 円	受講料 円	合計額 円										
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円												
⑧振込口座	金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所	金融機関 コード					支店 コード				
	口座種別	普通	口座種別	受給者名義	口座番号								
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等  (注3参照)	フリガナ ..... .....	生年月日		年 月 日 ( 生 歳)									
	個人番号												
	住所(別居の場合)												
	申請者の地方税上の扶養親族に該当( する ・ しない )												
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印												
(備考)													

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 3 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

### 自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

氏 名		決定番号	
教育訓練施設 の 名 称			
教育訓練講座 の 名 称			
教育訓練の 期 間	_____年 ____月 ____日～ _____年 ____月 ____日 (受講開始日)		
支 給 日	_____年 ____月 ____日		
支 給 額	_____円		

上記のとおり支給します。

年 月 日

長岡京市長

㊟